

石川県公報

令和4年4月15日(金曜日)

号 外

(第36号)

目 次

公 告	
○石川県規則第18号の公布公告	(行政経営課) 1
○石川県訓令第6号の公表公告	(同) 1
○石川県規則第19号の公布公告	(同) 2
○石川県規則第20号の公布公告	(同) 3
○石川県訓令第9号の公表公告	(同) 5
○石川県訓令第10号の公表公告	(同) 10
○石川県訓令第11号の公表公告	(総務課) 11
○石川県告示第121号の公布公告	(行政経営課) 11

公 告

石川県規則第18号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を廃止する規則

知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(平成十八年石川県規則第四十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年三月二十七日から施行する。

石川県訓令第6号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程(平成18年石川県訓令第13号)は、廃止する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

附 則

この訓令は、令和4年3月27日から施行する。

石川県規則第19号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十九号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。別表第二能登空港管理事務所長の項の次に次のように加える。

美術館長	<ul style="list-style-type: none"> 一 石川県立美術館条例(昭和三十八年石川県条例第二十八号) 1 第八条第一項ただし書の規定による使用料を後納とする事由の認定 2 第八条第二項ただし書の規定による使用料の返還 3 第八条第三項の規定による使用料の減免
歴史博物館長	<ul style="list-style-type: none"> 一 石川県立歴史博物館条例(昭和三十九年石川県条例第二十六号) 1 第六条第一項ただし書の規定による使用料を後納とする事由の認定 2 第六条第二項ただし書の規定による使用料の返還 3 第六条第三項の規定による使用料の減免
図書館長	<ul style="list-style-type: none"> 一 石川県立図書館条例(令和四年石川県条例第七号) 1 第三条第一項の規定による使用の承認 2 第五条第一項ただし書の規定による施設使用料を後納とする事由の認定 3 第五条第二項ただし書の規定による施設使用料の返還 4 第五条第三項の規定による施設使用料の減免 5 第七条第一項及び第二項の規定による使用の承認の取消し及び使用の停止 二 石川県立図書館条例施行規則(令和四年石川県規則第十号) 1 第十九条第一項及び第二項の規定による決定等 2 第二十条第二項及び第三項の規定による決定等
白山ろく民俗資料館長	<ul style="list-style-type: none"> 一 石川県立白山ろく民俗資料館条例(昭和三十四年石川県条例第三十一号) 1 第四条ただし書の規定による入場料を後納とする事由の認定 2 第五条の規定による入場料の減免 3 第六条ただし書の規定による入場料の返還

別表第二保健所長の項中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号を第三十八号とし、第四十号の前に次の一号を加える。

二十九 石川県動物の愛護及び管理に関する条例(令和三年石川県条例第三十四号)

- 1 第十六条第一項及び第十七条の規定による多頭飼養に関する届出の処理
- 2 第十八条第一項の規定による特定動物の逃走時の通報の処理
- 3 第十九条第一項及び第二項の規定による事故発生時の届出の処理
- 4 第二十条第一項及び第二項の規定による措置命令
- 5 第二十一条第一項及び第二項の規定による係留されていない犬の収容及び捕獲の実施
- 6 第二十二条第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による犬を収容した場合等における通知、公示、返還及び処分
- 7 第二十三条の規定による動物の護渡し
- 8 第二十四条第一項及び第三項の規定による薬物による犬の捕獲、犬の薬殺及び関係市町長等への協力依頼

- 9 第二十五条の規定による報告の徴収
- 10 第二十六条第一項の規定による立入検査の実施

別表第二保健所長の項第五十号19を次のように改める。

- 19 第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受理

別表第二保健所長の項第五十号20中「第十八条の十七第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改める。

別表第二南部小動物管理指導センター所長の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

二 石川県動物の愛護及び管理に関する条例

- 1 第二十一条第一項及び第二項の規定による係留されていない犬の収容及び捕獲の実施
- 2 第二十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による犬を収容した場合等における通知、公示、返還及び処分
- 3 第二十三条の規定による動物の譲渡し
- 4 第二十四条第一項の規定による薬物による犬の捕獲及び犬の薬殺
- 5 第二十五条の規定による報告の徴収
- 6 第二十六条第一項の規定による立入検査の実施

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県規則第20号の公布公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政総務課の執務室前に掲示して公布した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十号

石川県組織規則の一部を改正する規則

第一条 石川県組織規則（昭和三十九年石川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項の表文化振興課の項中「新図書館整備推進室」を削る。

第六条第一項の表秘書課の項第六号を削る。

第六条の二第一項の表企画課の項中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

- 6 知事会に関する事。

第六条の三第一項の表文化振興課の項第七号を次のように改める。

- 7 石川県立美術館に関する事。

第六条の三第一項の表文化振興課の項中第十三号を削り、第十二号を第十五号とし、第八号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

- 8 石川県立歴史博物館に関する事。
- 9 石川県立図書館に関する事。
- 10 石川県立白山ろく民俗資料館に関する事。

第六条の三第二項の表国民文化祭準備室の項中「第一項の表文化振興課の項第十二号」を「第一項の表文化振興課の項第十五号」に改め、同表新図書館整備推進室の項を削る。

第七条第一項の表薬事衛生課の項第十三号中「及び犬の危害防止」を削る。

第十条第一項の表建築住宅課の項中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十

六号の次に次の一号を加える。

27 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関すること。

第十三条第二項の表中

係主査	分課	上司の命を受け、当該分課の特定の事務を処理する。
学芸専門員	文化振興課	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
学芸主査		
学芸主任		
学芸員		

を

係主査	分課	上司の命を受け、当該分課の特定の事務を処理する。
-----	----	--------------------------

に改める。

第十六条中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 図書館

名称	位置	内部組織	分掌事務
石川県立図書館	金沢市小立野二丁目	経営管理課	館内の事務の連絡調整及び他の課の所掌に属しない事項に関する こと。
		利用推進課	1 県民の交流促進、ふるさとの文化の理解促進等の文化・交流 に関すること。 2 県内の図書館の相互協力の促進に関すること。 3 図書館資料の展示に関すること。
		閲覧サービス課	図書館資料(郷土資料を除く。)の収集、整理、保存、閲覧及び 貸出並びに図書館資料(郷土資料を除く。)に関する調査及び相 談に関すること。
		歴史公文書・郷土資料課	1 歴史公文書の保存、展示及び利用並びに歴史公文書に関連す る調査研究に関すること。 2 郷土資料の収集、整理、保存、閲覧及び貸出並びに郷土資料 に関する調査及び相談に関すること。

第十九条第二項中「歴史博物館」の下に「図書館」を加え、同条第十三項中「総括学芸主幹」を削り、同条第十五項の表消防学校の項の次に次のように加える。

図書館	司書主査、司書主任、司書
-----	--------------

別表第一第二号の表石川県公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

石川県立美術館運営委員会	美術館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対し て意見を述べる事務	文化振興課
石川県立歴史博物館運営審議会	歴史博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に 対して意見を述べる事務	文化振興課
石川県立図書館協議会	図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館の行 う図書館奉仕について館長に対して意見を述べる事務	文化振興課

第二条 石川県組織規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県民文化スポーツ部の項中「文化振興課」の下に「いしかわ百万石文化祭推進室」を加え、同条第六項の表文化振興課の項を削る。

第六条の三第一項の表文化振興課の項第十五号を削り、同項の次に次のように加える。

いしかわ百万石文化祭推進室	国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関すること。
---------------	---------------------------

第六条の三第二項の表国民文化祭準備室の項を削る。

第十三条第一項の表中「企画調整室」の下に「いしかわ百万石文化祭推進室」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同月八日から施行する。

石川県訓令第9号の公表公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第9号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

別表第1第2号の表税務課長専決事項の欄中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表企画振興部長専決事項の地域振興課の欄第1号を次のように改める。

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）

- 1 第八条第七項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画の協議に係る事務の処理
- 2 第九条第一項及び第四項の規定による過疎地域持続的発展都道府県計画の策定、公表及び主務大臣への提出

別表第1第2号の表県民文化スポーツ部長専決事項の文化振興課の欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

三 石川県立図書館条例施行規則（令和四年石川県規則第十号）

- 1 第十七条の規定による資料の保管の受託の承認

別表第1第2号の表文化振興課長専決事項の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

三 石川県立図書館条例施行規則

- 1 第四条第一項の規定による開館時間の変更等

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第1号中9を削り、8を9とし、3から7までを4から8までとし、2の次に次のように加える。

- 3 第四十五条の六第二項（第四百四十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一時役員職務を行うべき者の選任

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第1号10を次のように改める。

- 10 第五十六条第一項及び第四項から第七項まで（これらの規定を第四百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、公表、措置命令、業務停止命令及び役員解職の勧告

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第1号中11から13までを削り、14を11とし、15から28までを12から25までとし、同号に次のように加える。

- 26 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 27 第二百二十九条第一項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可
- 28 第二百四十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定
- 29 第二百四十一条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可
- 30 第二百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第1第2号の表厚生政策課長専決事項の欄中第15号を第16号とし、第1号から第14号までを1号ずつ繰

り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 社会福祉法（他の課の所管に属する事項を除く。）

1 第百四十五条第五項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第六項の規定による登記の嘱託

2 第百四十六条第四項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第1号中8を2と、7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 第四十五条の六第二項（第百四十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一時役員職務を行わなければならない者の選任

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第1号9を次のように改める。

9 第五十六条第一項及び第四項から第七項まで（これらの規定を第百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、公表、措置命令、業務停止命令及び役員解職の勧告

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第1号中10及び11を2と、12を10とし、13から23までを11から21までとし、同号に次のように加える。

22 第百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

23 第百三十九条第一項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可

24 第百四十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

25 第百四十二条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可

26 第百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第5号5中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改め、同号6中「附則第十四条」を「附則第二十一条」に改め、同号7中「附則第十五条」を「附則第二十一条」に改め、同号8中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同号9中「附則第十八条」を「附則第二十五条において読み替えて準用する第十九条及び第二十条第一項」に改め、同号10中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項において読み替えて準用する第十九条、第二十条第一項及び第四十八条の七」に改め、同表第2号3中「附則第四条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同号4中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に、「喀痰吸引等研修機関」を「登録研修機関」に改め、同号5を2と、同号6中「附則第十七条」を「附則第二十四条」に、「喀痰吸引等研修機関の」を「登録研修機関に係る」に改め、同号中6を5とし、同号7中「附則第二十条第一項及び第二項」を「附則第二十七条第一項」に改め、「及びその公示」を2と、同号中7を6とし、同号に次のように加える。

7 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の八の規定による登録特定行為事業者に係る公示
別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 社会福祉法（長寿社会課の所管に属する事項に限る。）

1 第百四十五条第五項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第六項の規定による登記の嘱託

2 第百四十六条第四項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第1号中8を2と、7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 第四十五条の六第二項（第百四十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一時役員職務を行わなければならない者の選任

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第1号9を次のように改める。

9 第五十六条第一項及び第四項から第七項まで（これらの規定を第百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、公表、措置命令、業務停止命令及び役員解職の勧告

別表第1第2号の社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知の欄第1号中10及び11を2と、12を10とし、13から23までを11から21までとし、同号に次のように加える。

- 22 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 23 第二百三十九条第一項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可
- 24 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定
- 25 第四百二十二条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可
- 26 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部専決事項の障害保健福祉課の欄第12号3中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改め、同号4中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項において読み替えて準用する第十九条、第二十条第一項及び第四十八条の七」に改め、同表障害保健福祉課専決事項の欄第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第10号3中「附則第四条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同号4中「附則第二十条第一項及び第二項」を「附則第二十七条第一項」に改め、「及びその公示」を削り、同号に次のように加える。

5 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の八の規定による登録特定行為事業者に係る公示
別表第1第2号の表障害保健福祉課専決事項の欄中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 社会福祉法（障害保健福祉課の所管に属する事項に限る。）

- 1 第四百四十五条第五項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第六項の規定による登記の嘱託
- 2 第四百四十六条第四項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知

別表第1第2号の表健康福祉部専決事項の薬事衛生課の欄中第32号を第34号とし、第31号の次に次の2号を加える。

三十二 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）

- 1 第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定
- 2 附則第二条第一号ハ及びニの規定による養成所の指定

三十三 愛玩動物看護師養成所指定規則（令和三年^{農林水産省}_{環境省}令第七号）

- 1 第三条第一項の規定による変更の承認
- 2 第六条第二項の規定による指示
- 3 第七条の規定による指定の取消し

別表第1第2号の表薬事衛生課専決事項の欄第31号を次のように改める。

三十一 石川県動物の愛護及び管理に関する条例（令和三年石川県条例第三十四号）

- 1 第二十七条第二項の規定による動物愛護管理員の任命

別表第1第2号の表薬事衛生課専決事項の欄に次の1号を加える。

三十二 愛玩動物看護師養成所指定規則

- 1 第三条第三項の規定による変更の届出の処理
- 2 第五条の規定による報告の処理
- 3 第六条第一項の規定による報告の徴収
- 4 第八条の規定による指定の取消し

別表第1第2号の表健康福祉部専決事項の子ども政策担当の欄第1号中8を削り、7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

- 2 第四十五条の六第二項（第四百四十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一時役員職務を行うべき者の選任

別表第1第2号の表健康福祉部専決事項の子ども政策担当の欄第1号9を次のように改める。

- 9 第五十六条第一項及び第四項から第七項まで（これらの規定を第四百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、公表、措置命令、業務停止命令及び役員解職の勧告

別表第1第2号の表健康福祉部専決事項の子ども政策担当の欄第1号中10及び11を削り、12を10とし、13から23までを11から21までとし、同号に次のように加える。

- 22 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 23 第二百三十九条第一項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可
- 24 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定
- 25 第四百十二条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可
- 26 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第1第2号の表子育ても養育課長専決事項の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

一 社会福祉法（子ども政策担当の所管に属する事項に限る。）

- 1 第四百四十五条第五項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第六項の規定による登記の嘱託
- 2 第四百四十六条第四項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知

別表第1第2号の表養育課長専決事項の子育て支援担当の欄第1号中8を並り、7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

- 2 第四十五条の六第二項（第四百四十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一時役員職務を行うべき者の選任

別表第1第2号の表養育課長専決事項の子育て支援担当の欄第1号9を次のように改める。

- 9 第五十六条第一項及び第四項から第七項まで（これらの規定を第四百四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による社会福祉法人に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、公表、措置命令、業務停止命令及び役員解職の勧告

別表第1第2号の表養育課長専決事項の子育て支援担当の欄第1号中10及び11を並り、12を10とし、13から23までを11から21までとし、同号に次のように加える。

- 22 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 23 第二百三十九条第一項の規定による社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可
- 24 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定
- 25 第四百十二条の規定による社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可
- 26 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄中第13号を第14号とし、第1号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

一 社会福祉法（子育て支援担当の所管に属する事項に限る。）

- 1 第四百四十五条第五項において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第六項の規定による登記の嘱託
- 2 第四百四十六条第四項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与契約成立の通知

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第2号1中「第四条第二項」を「第七条」に改め、「による」の下に「措置命令及び」を加え、同号2を並り、同号3中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号中3を2とし、同欄第6号2中「指示」を「指示等」に改め、同号中22から25までを並り、21を28とし、その前に次のように加える。

- 27 第五十八条の十三の二の規定による訪問購入に係る購入業者に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号中20を26とし、同号19中「指示」を「指示等」に改め、同号中19を25とし、その前に次のように加える。

- 24 第五十七条の二の規定による業務提供誘引販売業を行う者等の役員等に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号中18を23とし、同号17中「指示」を「指示等」に改め、同号中17を22とし、16を21とし、その前に次のように加える。

- 20 第四十七条の二の規定による特定継続的役務提供に係る役務提供事業者等の役員等に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号中15を19とし、同号14中「指示」を「指示等」に改め、同号中14を18とし、13を17とし、その前に次のように加える。

- 16 第三十九条の二の規定による連鎖販売業に係る統括者等の役員等に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号中12を15とし、同号11中「拒示」を「拒示等」に改め、同号中11を14とし、10を13とし、その前に次のように加える。

12 第二十三条の二の規定による電話勧誘販売に係る販売業者等の役員等に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号中9を11とし、同号8中「拒示」を「拒示等」に改め、同号中8を10とし、7を9とし、その前に次のように加える。

8 第十五条の二の規定による通信販売に係る販売業者等の役員等に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号中6を7とし、同号5中「拒示」を「拒示等」に改め、同号中5を6とし、4を5とし、その前に次のように加える。

4 第八条の二の規定による訪問販売に係る販売業者等の役員等に対する業務禁止命令等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号に次のように加える。

29 第六十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、物件等の提出命令及び立入検査

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第19号1中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同号2中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に、「同項第一号」を「同項第二号」に、「に限る」を「を除く」に改め、同欄第21号3中「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項後段」に改め、同号5中「事業の施行の促進を図るために必要な」を「マンション建替事業に関する」に改め、同号6中「組合施行者の違反者」を「マンション建替組合」に、「認可」を「設立の認可」に改め、同号7中「の違反者」を削り、「又は」の下に「施行の」を加え、同号8中「第百十条」を「第百九条第一項」に改め、同号10中「第百四十四条」を「第百四十一条第一項後段」に改め、同号11中「事業の施行の促進を図るために必要な」を「マンション敷地売却事業に関する」に改め、同号12中「組合施行者の違反者」を「マンション敷地売却組合」に、「認可」を「設立の認可」に改め、同号に次のように加える。

13 第百六十八条第一項の規定による敷地分割組合の設立の認可

14 第百九十条第一項後段の規定による敷地権利変換計画の認可

15 第二百十三条第一項及び第二項の規定による敷地分割事業に関する勧告等又は措置命令

16 第二百十四条第三項及び第四項の規定による敷地分割組合に対する措置命令又は設立の認可の取消し

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第3号中3を4とし、同号2中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第二号」に、「又は木造建築士」を「及び木造建築士試験」に改め、同号中2を3とし、1を2とし、同号に1として次のように加える。

1 第四条第四項第三号の規定による一級建築士及び木造建築士の免許を受ける資格の認定

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄中第25号を第27号とし、第24号を第26号とし、第23号を第25号とし、同欄第22号中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、同号7中「及び第六項」及び「又は届出の受理」を削り、同号中7を6とし、8を7とし、9を8とし、同号10中「第六十六条」の下に「において準用する第五十七条第一項後段」を加え、同号中10を9とし、同号11中「組合」を「マンション建替組合」に改め、同号中11を10とし、12から15までを11から14までとし、16を削り、17を15とし、18を削り、19を16とし、20を17とし、その次に次のように加える。

18 第百三十八条において準用する第四十二条の規定による決算報告書の承認

19 第百四十五条において準用する第百四十一条第一項後段の規定による分配金取得計画の変更の認可

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第22号21中「組合」を「マンション敷地売却組合」に改め、同号中21を20とし、同号に次のように加える。

21 第百七十条第一項及び第三項の規定による事業計画の縦覧又は意見書の処理

22 第百八十二条第一項の規定による敷地分割組合の定款又は事業計画の変更の認可

23 第百八十六条第四項の規定による敷地分割組合の解散の認可

24 第百八十七条において準用する第四十二条の規定による決算報告書の承認

25 第百九十七条において準用する第百九十条第一項後段の規定による敷地権利変換計画の変更の認可

26 第二百十四条第五項から第七項までの規定による敷地分割組合の総会等の招集、解任の投票の実施又は議決等の取消し

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄中第22号を第24号とし、第21号の次に次の2号を加える。

一一一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

1 第十八条第一項の規定による容積率の特例の許可

一一二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)

1 第五条の二第一項及び第二項の規定による管理組合の管理者等に対する助言、指導及び勧告

別表第2家畜保健衛生所長の項第1号に次のように加える。

6 第四十条の五第一項及び第六項の規定による動物に係る再生医療等製品の販売業の許可及びその更新

7 第四十条の七第一項において準用する第十条第一項の規定による動物に係る再生医療等製品の販売業の休業等届出の受理

別表第2土木総合事務所長の項第48号1中「第八条第二項」の下に「(第九条第二項及び第四項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「認定(第九条第一項の規定による変更の認定の申請に係る認定を含む。)」を「長期優良住宅建築等計画の認定」に改める。

別記様式第26号を次のように改める。

別記様式第26号(第71条関係)

願 届 簿

課 長	課長補佐	係	年月日	事 由	職	氏 名	整理済確認

備考 年次有給休暇については、事由欄の記入を要しない。

別記様式第27号の2及び別記様式第27号の2の2中「」を「」に改める。

別記様式第27号の8中「 」を「 」に改める。

別記様式第27号の9中「 」を「 」に改める。

別記様式第27号の16中「」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表の改正規定(同表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄第6号を改める部分に限る。)は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県処務規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第10号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第10号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

別表第1 県民文化スポーツ部の部文化振興課の項中「整備グループ、開館企画グループ、利用推進グループ」を削り、同部スポーツ振興課の項中「合宿誘致グループ」を削り、「スポーツ振興グループ」の次に「スポーツ交流推進グループ」を加え、同表健康福祉部の部薬事衛生課の項中「生活衛生グループ」を「生活衛生・動物愛護グループ」に改める。

別表第3 保健環境センターの部の前に次のように加える。

図書館	利用推進課	企画事業グループ、協力連携グループ
	閲覧サービス課	一般サービスグループ、こどもサービスグループ

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表県民文化スポーツ部の部スポーツ振興課の項を改める部分及び同表健康福祉部の部薬事衛生課の項を改める部分に限る。）は、同月8日から施行する。

石川県訓令第11号の公表公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部総務課の執務室前に掲示して公表した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県訓令第11号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

別表第1中 「文化振興課」を 「文」を

「文化振興課
いしかわ百万石文化祭推進室」を 「文
百」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月8日から施行する。

石川県告示第121号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和4年4月15日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第121号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

石川県知事 馳 浩

表中 「石川四高記念文化交流館」を 「金沢市広坂2丁目」を

石川県立美術館
 石川県立歴史博物館
 石川県立図書館
 石川県立白山ろく民俗資料館
 石川県立能楽堂
 石川四高記念文化交流館

金沢市出羽町
 金沢市出羽町
 金沢市小立野2丁目
 白山市白峰
 金沢市石引4丁目
 金沢市広坂2丁目

に、

石川県立美術館
 石川県立生涯学習センター
 石川県立図書館
 石川県教員総合研修センター
 石川県立歴史博物館
 石川県立白山ろく民俗資料館
 石川県立能楽堂

金沢市出羽町
 金沢市石引4丁目
 金沢市本多町3丁目
 金沢市高尾町
 金沢市出羽町
 白山市白峰
 金沢市石引4丁目

を

石川県教員総合研修センター
 石川県立生涯学習センター

金沢市高尾町
 金沢市石引4丁目

に改める。